平成２３年（フ）第１５号
群馬県渋川市横堀８番地５
債務者　須田　育男
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉野　　晶
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５３５号
愛知県稲沢市祖父江町三丸渕南矢留86番地１
債務者　若松　明広
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長澤　　渉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９３号
沖縄県沖縄市字松本887番地１　シティハイツ美原401号
債務者　池本　正人
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日高洋一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午後１時15分
５　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５５号
札幌市北区北19条西５丁目１番16号
債務者　長澤　道朗
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多田絵理子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９３号
宮城県加美郡加美町羽場字山鳥210番地　田川ホープ住宅34号
債務者　浅野　礼子
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　開発　健次
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５４１号
愛知県一宮市花池３丁目５番２―603号　サンマンションアトレ一宮
債務者　眞野　繁正
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３号
宮城県大崎市岩出山字上川原町95番地10、従前の住所宮城県大崎市古川福浦１丁目22番12号
債務者　村山　英則
１　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
宮城県角田市岡字駅前南11番地13―201号室
債務者　森谷　　栄
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀田紳一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第８号
宮城県大崎市古川西荒井字東田308番地１　アイコーポＡ棟、従前の住所宮城県大崎市古川江合寿町３丁目４番20号　コーポレーション藤202号
債務者　中嶋　茂子
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４号
滋賀県草津市追分町614番地45、前住所滋賀県栗東市小野223番地43
債務者　林　　和雄
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　明宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６３号
岡山市南区大福1081番地２
債務者　秋山　昭子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　演甫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７００号
広島市安佐南区長束６丁目９番８―110号
債務者　斉藤　智浩
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　陽
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５７号
広島市佐伯区五日市駅前３丁目４番８号
債務者　石井　泰治
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下村　るみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１４７号
岩手県一関市大東町大原字古小屋109番地１
債務者　髙橋　　渉（旧姓加賀）
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第４号
愛知県一宮市祐久字南野黒90番地１　メゾン祐久302号
債務者　髙野　　学
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３４７０号
福岡市早良区百道３丁目18番８号
債務者　髙村マリ子（旧姓松吉）
１　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部